

目次

告示

- 平成22年度実習船乗組員採用候補者選考検査の実施について…………… 1

告 示

北海道教育委員会告示第51号

平成22年度実習船乗組員採用候補者選考検査を次の要項により行う。

平成22年6月4日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

平成22年度実習船乗組員採用候補者選考検査実施要項

- 1 目的
この選考検査は、平成22年度の北海道教育庁実習船乗組員の採用候補者を選考するために行うものです。
- 2 採用職種及び予定人数
実習船乗組員（機関員）1名
- 3 採用予定年月日
平成22年8月16日
- 4 受検資格
 - (1) 次に掲げる事項のいずれにも該当する者であることが必要です。
 - ア 昭和57年4月2日以降に生まれた者
 - イ 学校教育法に規定する高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
 - ウ 五級海技士（機関）以上若しくは内燃機関五級海技士（機関）以上の資格を有する者又は五級海技士（機関）以上若しくは内燃機関五級海技士（機関）以上の資格取得に係る国家試験のうち筆記試験が免除される者
 - エ 実習船勤務が可能な心身共に強健な者
 - (2) 地方公務員法第16条各号（次のアからオまで）のいずれかに該当する者は受検できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされた準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 北海道の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 5 選考方法
 - (1) 筆記検査（作文）
 - (2) 口述検査（個別面接）
- 6 申込方法
次の書類を申込期間内に北海道教育庁実習船管理局あて提出してください（郵送可）。
 - (1) 自筆履歴書（撮影後3か月以内の顔写真をはったもの）
 - (2) 最終学校の卒業証明書
 - (3) 最終学校の成績証明書
 - (4) 保有する資格を証明する書面の写し
- 7 申込期間
平成22年6月4日（金）から平成22年7月9日（金）まで
なお、郵送により申込みをする場合は、同年7月9日（金）の消印のあるものまで有効とします。
- 8 選考検査日時及び場所
 - (1) 日時 平成22年7月27日（火）

集 合 9時00分
筆記検査 9時15分～10時45分
口述検査 11時00分～

- (2) 場所 北海道教育庁実習船管理局会議室
(函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階)

9 採用の方法

採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

10 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

11 その他

- (1) 選考検査当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 選考検査の結果は、検査終了後7日以内に、受検者に通知します。
- (3) 申込先及び問い合わせ先
〒041-8552 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁実習船管理局
電話 0138-47-9592